

鳥獣害対策を実施する農家を支援します！

令和6年度鳥羽市鳥獣害対策事業補助金募集概要

市（農林水産課 農林係）では、農業者等を対象に、鳥獣害防止に必要な電気柵、防護柵、防護網の購入費補助を実施します。

1. 対象者

市内に住所を有する者で、所有又は耕作する市内の農地（家庭菜園を含む。）に電気柵、防護柵、防護網（以下、「防護柵用資材」という。）を設置し、鳥獣被害を防止する者としてします。

2. 補助金の額及び補助対象経費

補助金の額は50,000円を上限とし、防護柵用資材の購入額に2分の1を乗じた額のいずれか少ない額とします。（予算の範囲内で採択します。）

補助金の対象となる経費は、防護柵用資材の購入に係る経費とし、設置に係る工事費等は含まないものとします。

3. 申込方法

裏面の鳥羽市鳥獣害対策事業補助金交付申請書記入例を参照のうえ、鳥羽市鳥獣害対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し事業を実施しようとする位置図・収支予算書・防護柵用資材費の見積書の写しを添付して農林水産課 農林係または各連絡所に提出してください。

4. 注意事項

- ・鳥羽市鳥獣害対策事業補助金交付申請書を提出しただけでは、交付決定ではありませんのでご注意ください。
- ・事業を実施しようとする位置図・収支予算書・防護柵用資材費の見積書に不備がある場合は、受理できませんのでご注意ください。
- ・申請書受理後であっても申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに取り消しますのでご注意ください。
- ・既に鳥獣害が発生しており、緊急対応が必要な場合は、量販店のホームページ等を参考に資材費見込額を記載した実施設計書をもって見積書の写しに変えることができます。
- ・当該年度にこの要綱による補助金の交付を受けているかたは、当該交付の決定を受けた年度は対象となりません。（年度1回限り）
- ・交付決定までには一定の期間を要します。予算の限りがありますので、補助金の申し込みを検討されているかたは、防護柵用資材を購入する前にご連絡ください。

詳しくは、農林水産課 農林係（25-1231）までご連絡ください。